

2 贈与額 五億九千六百万円
3 署名者
日 本 側 石井祐一在スダン大使
国際連合児童基金側 エドワード・チャイパン
在スダン事務所代表
平成十九年九月七日
外務大臣臨時代理
國務大臣 与謝野 馨

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第二号
環境省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)
第一条第二号の規定に基づき、主務大臣が定める
ポリエチレンテレフタレート製の容器を次のよう
に定め、平成二十年四月一日から適用する。
平成十九年九月七日

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣臨時代理
國務大臣 泉 信也
環境大臣 鴨下 一郎

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
等に関する法律施行令第一条第二号に規定する
主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート
製の容器は、次に掲げる物品を充てんするため
のものとする。
一 しょうゆ加工品(主たる原料としてしょう
ゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、
みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
二 みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、
米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工
程を経て生産されたものであって、アルコール
分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第
三条第一号に規定するアルコール分をいう。)
が一度未満、エキス分(酒税法第三条第二号
に規定するエキス分をいう。)(が六十度以上で
あり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添
加物を加えていないものに限る。)
三 食酢
四 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類
を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味
料を加えたものであって、主としてすし、酢
の物及び漬物に用いるものをいう。)
五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂
を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を
充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容
器から当該物品及び当該物品の臭いを除去でき
るものでなければならない。
○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第三号
環境省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚
生省、令第一号)第四条第五号及び別表第一
の七の項の規定に基づき、主務大臣が定める商品
を次のように定め、平成二十年四月一日から適用
する。
平成十九年九月七日

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
経済産業大臣臨時代理
國務大臣 泉 信也
環境大臣 鴨下 一郎

1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表
第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品
は、次に掲げる物品とする。
一 しょうゆ加工品(主たる原料としてしょう
ゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、
みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
二 みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、
米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工
程を経て生産されたものであって、アルコー
ル分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第
三条第一号に規定するアルコール分をいう。)
が一度未満、エキス分(酒税法第三条第二号
に規定するエキス分をいう。)(が六十度以上で
あり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添
加物を加えていないものに限る。)
三 食酢
四 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類
を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味
料を加えたものであって、主としてすし、酢
の物及び漬物に用いるものをいう。)
五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂
を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を
充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容
器から当該物品及び当該物品の臭いを除去でき
るものでなければならない。

○厚生労働省告示第二百九十七号
身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九
号)第二十条及び身体障害者補助犬法施行規則平
成十四年厚生労働省令第三百二十七号)第十三条第
一項の規定に基づき、次の者から同法第十六条に
規定する認定の業務を廃止する旨の届出があった
ので、同法第十三条第二項の規定により告示する。
平成十九年九月七日

厚生労働大臣 舩添 要一
一 身体障害者補助犬の種類 介助犬、聴導犬
二 名称 社会福祉法人日本パートナーズドッグ協
会
三 主たる事務所の所在地 山形県上山市蔵王字
堀切山二一八二番地一
四 廃止年月日 平成十九年三月二十七日
○厚生労働省告示第二百九十八号
介護労働者の雇用の改善等に関する法律
(平成四年法律第六十三号)第十五条第二項の介
護労働安定センターである財団法人介護労働安定
センターから、平成十九年九月一日をもってその
住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があ
ったので、同法第十五条第四項の規定に基づき、
平成四年労働省告示第六十一号(介護労働者の雇
用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規
定に基づき、同法第十七条各号に掲げる業務を行
う法人を指定した件)の一部を次のように改正す
る。
平成十九年九月七日

厚生労働大臣 舩添 要一
第二号及び第三号中、「千代田区神田駿河台二丁
目二番地」を、「文京区大塚二丁目九番三号」に改
める。
○厚生労働省告示第二百九十九号
介護労働者の雇用の改善等に関する法律
(平成四年法律第六十三号)第十五条第二項の介
護労働安定センターである財団法人介護労働安定
センターから、平成十九年九月一日をもってその
事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、
同法第十八条第四項の規定に基づき、平成四年
労働省告示第六十三号(介護労働者の雇用の改善
の改善等に関する法律第十八条第三項の規定によ
る届出があった件)の一部を次のように改正する。
平成十九年九月七日

厚生労働大臣 舩添 要一
第一号から第七号までの規定中、「千代田区神田
駿河台二丁目二番地」を、「文京区大塚二丁目九番
三号」に改める。

○環境省告示第八十二号
容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(平成
七年厚生省令第六十一号)第二条の表の七の項及
び八の項の規定に基づき、環境大臣が定める商品
を次のように定め、平成二十年四月一日から適用
する。
平成十九年九月七日

環境大臣 鴨下 一郎
1 容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二
条の表の七の項及び八の項に規定する環境大臣
が定める商品は、次に掲げる物品とする。
一 しょうゆ加工品(主たる原料としてしょう
ゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、
みりんその他の調味料を加えたものをいう。)
二 みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、
米及び米麹を用い、穀類の糖化又は発酵の工
程を経て生産されたものであって、アルコー
ル分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第
三条第一号に規定するアルコール分をいう。)
が一度未満、エキス分(酒税法第三条第二号
に規定するエキス分をいう。)(が六十度以上で
あり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添
加物を加えていないものに限る。)
三 食酢
四 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類
を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味
料を加えたものであって、主としてすし、酢
の物及び漬物に用いるものをいう。)
五 ドレッシングタイプ調味料

2 前項各号に掲げる物品については、食用油脂
を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を
充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容
器から当該物品及び当該物品の臭いを除去でき
るものでなければならない。
○防衛省告示第六十四号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成十九年九月七日

防衛大臣 高村 正彦
日時 平成十九年九月十日から同月十四日ま
で
の間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで
の区域 九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を
順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を
結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三四度四三分三一秒
(イ) 東経一三〇度五二分〇一秒